

令和8年度 個人住民税に関するご案内



ページ番号1001710 【問い合わせ】税務課 ☎84-0620

令和8年度の個人住民税(市民税・県民税・森林環境税)は、令和8年1月1日時点で住所のある市区町村で、令和7年1月1日から同年12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。

●納付方法●

- ①普通徴収 納税者が自ら口座振替または市から送付される納付書で納期(6月、8月、10月、翌年1月)ごとに納める方法
- ②給与からの特別徴収 給与支払者が6月から翌年5月まで毎月の給与から天引きして納める方法
- ③年金からの特別徴収 年金支払者が4月から翌年2月まで2か月毎の年金から天引きして納める方法

●個人住民税の減免●

納税が困難な事情のある方は、減免を受けられる場合があります。適用条件や申請期限がありますので、希望される場合はお早めにご相談ください。



▲住民税の減免

●コンビニで所得・課税証明書を取得する際の注意点●

- ▽コンビニでは「児童手当用証明書」、「未申告の方の非課税証明書」、「高等学校等就学支援金の申請などに用いる調整控除額を記載した証明書」は取得できません。
- ▽取得できる年度は最新年度のみです。5月末に情報を更新するため、6月1日から令和8年度(7年分)の証明書が取得できます。
- ▽コンビニで取得できないものは、市役所2階 税務課窓口または郵送、オンラインで交付申請してください。【郵送先】〒475-8666 半田市東洋町2-1 半田市税務課



▲所得・課税証明の発行

●よくあるお問い合わせ●

Q / 現在収入がないのに納税通知書が届くのはどうしてですか。

A / 個人住民税は、前年の1月1日から12月31日までの所得に対して翌年課税されます。現在収入がなかったとしても、昨年1年間の所得に対する課税ですので、個人住民税を納付していただくことになります。

Q / 今年4月に引っ越ししてきたのですが、個人住民税はどこに支払うのでしょうか。

A / 個人住民税は、その年の1月1日時点で住所のあった市区町村から課税されます。4月に半田市に引っ越しした場合は、今年度は以前住んでいた市区町村に納め、来年度から半田市に納めていただくことになります。